別紙様式第16号（第114条関係）（平18内府令49・旧別紙様式第14号繰下・一部改正、平29内府令６・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　受理番号　財務（支）局長（　）第　　号

（郵便番号　　）

住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の
氏　　名

届出事務
担当者名

電話番号（　　）　　―

特定目的信託終了届出書

資産信託流動化計画に従って特定目的信託に係る債務の履行を完了したので、資産の流動化に関する法律第228条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

特定目的信託委託者名

資産信託流動化計画に係る債務の履行の完了年月日

債務履行完了の態様

（記載上の注意）

１．「受理番号」は、特定目的信託契約届出書副本に記載された受理番号を記載すること。

２．銀行その他の金融機関のうち、金融機関の信託業務の兼営に関する法律第１条第１項の規定及び金融機関の信託業務の兼営に関する法律施行規則第１条第１項の規定による認可申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

３．信託業を営む者等のうち、信託業法第４条第１項、第８条第１項（同法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は同法第12条第

１項若しくは第２項（同法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

4．「債務履行完了の態様」は、法第228条に規定する資産信託流動化計画に係る債務の履行の完了の具体的態様（受益証券に係る債務の履行の完了等）を記載すること。